



政府統計

報道関係者 各位

令和元年12月26日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 瀧原 章夫

室長 補佐 村木 幸広

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

令和元年毎月勤労統計調査特別調査の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、令和元年「毎月勤労統計調査特別調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、全国の主要産業の小規模事業所（常用労働者1～4人規模）における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにすることを目的として毎年実施しています。

今回は、令和元年7月の状況等について22,113事業所を客体として調査し、有効回答数は19,551事業所、有効回答率は88.4%でした。

【調査結果のポイント】

小規模事業所（常用労働者1～4人規模）における賃金、労働時間及び雇用の実態

1 賃金

- ・きまって支給する現金給与額（令和元年7月） 197,196円（前年比0.9%増）
- ・1時間当たりきまって支給する現金給与額（同上） 1,420円（前年比2.6%増）
【3ページ・第1図、第1表、第2表】
- ・1年間（※）に賞与など特別に支払われた現金給与額 247,634円（前年比5.1%増）
【5ページ・第4表】

（※）平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間

2 出勤日数と労働時間

- ・出勤日数（令和元年7月） 19.8日（前年より0.1日減少）
- ・通常日1日の実労働時間（同上） 6.9時間（前年より0.1時間減少）
【5ページ・第3図、6ページ・第5表】

3 雇用

- ・女性労働者の割合（令和元年7月末日現在） 57.2%（前年より0.4ポイント上昇）
【7ページ・第7表】
- ・常用労働者の産業別構成割合（同上）
「卸売業、小売業」が25.4%と最も高く、次いで「建設業」10.6%、「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」9.9%、「生活関連サービス業、娯楽業」9.6%、「製造業」7.3%の順。

【7ページ・第4図、第7表】

- ・短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合（同上）
30.9%（前年より0.8ポイント上昇）

【8ページ・第5図、第8表】

詳細は、別添概況をご覧ください。



令和元年12月26日
【照会先】
政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統計管理官 瀧原 章夫
室長補佐 村木 幸広
毎勤調整係・企画調整係
(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)
(直通電話) 03(3595)3145

—令和元年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	3 ページ
	(1) 賃金	3 ページ
	(2) 出勤日数と労働時間	5 ページ
	(3) 雇用	7 ページ
3	付表	9 ページ

令和元年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和元年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間）の状況について、令和元年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

統計調査員が調査客体事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施。

(6) 調査系統

厚生労働省—都道府県—統計調査員—報告者

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 22,113 事業所 有効回答数 19,551 事業所

有効回答率 88.4%

(8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。前年比及び前年差は、表章単位の数値から算出している。

ウ 4ページの「イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額」は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めずに雇われている者

b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。

2 結果の概要

(1) 賃金

ア きまって支給する現金給与額

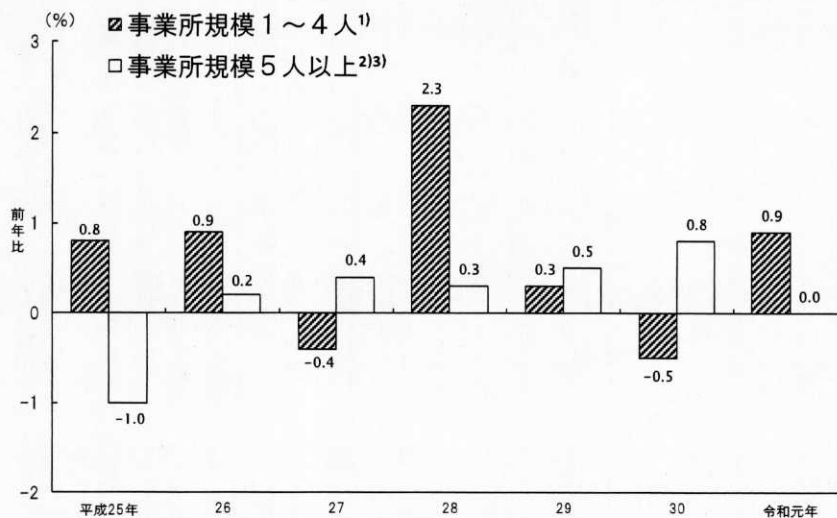
事業所規模1～4人の事業所について、令和元年7月におけるきまって支給する現金給与額は調査産業計が197,196円で、前年比0.9%増となった。

男女別にみると、男は267,776円で前年比1.0%増、女は144,390円で同1.4%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が259,417円と最も高く、次いで「製造業」が221,021円、「卸売業、小売業」が201,226円、「医療、福祉」が180,156円、「生活関連サービス業、娯楽業」が155,071円、「宿泊業、飲食サービス業」が107,290円となった。（第1図、第1表）

また、1時間当たりきまって支給する現金給与額は調査産業計が1,420円で、前年比2.6%増となった。男女別にみると、男は1,661円で前年比2.4%増、女は1,239円で同3.1%増となった。（第2表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の前年比の推移（調査産業計）



注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。
 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。
 全国調査再集計の影響により、平成30年以前の結果は修正されていることに注意。
 3) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人		(参考) 事業所規模5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比 ²⁾ %	円	前年比 ²⁾ %	
調査産業計	197,196	0.9	265,373	0.0	74.3
男	267,776	1.0	335,016	3) 0.3	79.9
女	144,390	1.4	186,591	3) 0.8	77.4
建設業	259,417	0.9	345,308	3.8	75.1
製造業	221,021	2.2	312,061	0.3	70.8
卸売業、小売業	201,226	1.6	234,342	-0.6	85.9
宿泊業、飲食サービス業	107,290	-3.9	117,288	-1.2	91.5
生活関連サービス業、娯楽業	155,071	3.4	191,645	3.1	80.9
医療、福祉	180,156	2.0	253,388	0.8	71.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和元年7月分の結果である。
 全国調査再集計の影響により、平成30年以前の結果は修正されていることに注意。
 2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。
 3) 事業所規模5人以上の男女別の前年比は、実数から算出している。

第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和元年7月

性	実額	
	円	前年比 ²⁾ %
計	1,420	2.6
男	1,661	2.4
女	1,239	3.1

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

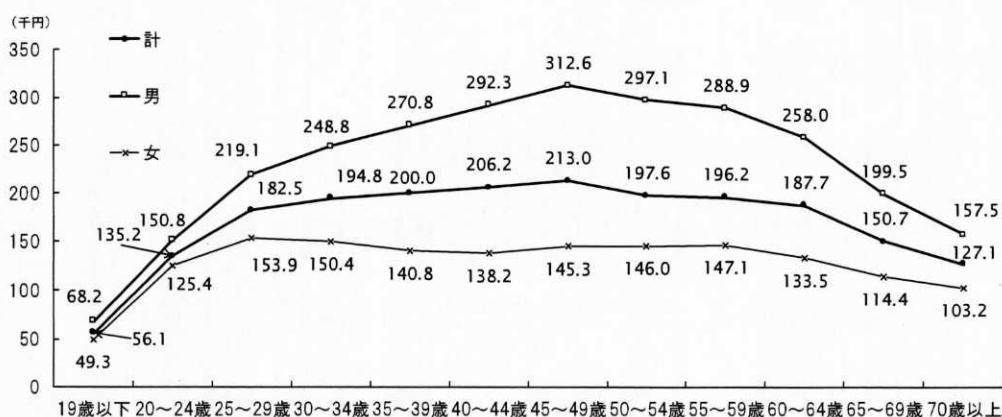
企業規模1～4人の事業所における令和元年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は45～49歳まで上昇した後、50～54歳以降低下している。

男女別にみると、男は45～49歳まで上昇した後、50～54歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30～59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第3表）。

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

令和元年7月



第3表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

令和元年7月

（単位：円）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	184,364	253,430	135,774	255,630	205,785	174,390	99,687	153,824	172,037
19歳以下	56,143	68,196	49,262	180,236	107,075	57,872	40,774	79,593	83,394
20～24歳	135,193	150,790	125,350	212,332	183,851	135,351	69,891	150,718	174,660
25～29歳	182,507	219,075	153,887	263,499	202,906	170,832	108,014	179,662	192,521
30～34歳	194,817	248,777	150,440	262,469	216,370	179,222	135,599	180,218	188,402
35～39歳	200,020	270,849	140,811	280,830	220,697	196,176	125,998	173,067	168,566
40～44歳	206,151	292,256	138,159	289,021	249,801	197,435	108,352	168,521	165,740
45～49歳	213,016	312,622	145,342	291,874	248,891	208,199	105,478	160,729	169,100
50～54歳	197,571	297,067	145,965	270,824	244,550	187,361	100,148	146,226	181,253
55～59歳	196,221	288,905	147,098	254,117	217,073	194,253	108,550	136,611	169,438
60～64歳	187,715	257,962	133,477	244,538	190,885	170,686	100,757	130,069	175,555
65～69歳	150,665	199,533	114,408	211,622	161,170	131,665	95,761	123,312	164,336
70歳以上	127,055	157,529	103,240	161,010	136,888	117,789	81,422	97,045	128,166
勤続年数 計	184,364	253,430	135,774	255,630	205,785	174,390	99,687	153,824	172,037
0年	134,190	183,896	110,285	215,290	149,353	122,098	77,945	122,905	159,758
1年	144,618	202,247	110,345	225,237	176,492	140,046	77,573	156,110	152,212
2年	154,096	216,616	115,991	233,418	180,245	149,377	81,560	169,710	158,025
3～4年	165,637	235,122	121,951	242,184	185,361	155,337	92,640	159,616	166,525
5～9年	184,274	252,321	138,893	252,774	197,724	171,078	105,089	150,445	166,406
10～14年	197,240	270,597	144,147	270,409	203,693	185,646	110,056	149,083	177,545
15～19年	210,725	289,280	148,148	277,614	228,837	205,448	131,567	159,681	171,467
20～29年	226,288	301,406	164,847	281,956	241,019	206,261	132,055	175,888	196,231
30年以上	194,853	248,608	144,909	233,216	198,895	170,441	143,797	139,383	223,765
平均年齢（歳）	49.2	49.1	49.3	49.5	53.5	51.3	45.9	45.1	45.7
平均勤続年数（年）	12.9	14.1	12.0	15.6	18.0	15.2	8.3	11.8	9.6

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は調査産業計が247,634円で、前年比5.1%増となった。

男女別にみると、男は362,118円で5.0%増、女は159,131円で5.9%増となった。

主な産業についてみると、「製造業」が268,750円と最も高く、次いで「建設業」が268,198円、「卸売業、小売業」が267,442円、「医療、福祉」が229,358円、「生活関連サービス業、娯楽業」が60,255円、「宿泊業、飲食サービス業」が32,002円となった。（第4表）

第4表 性・主な産業別過去1年間に特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	247,634	5.1	1.26	0.05
男	362,118	5.0	1.35	0.05
女	159,131	5.9	1.10	0.05
建 設 業	268,198	6.8	1.03	0.05
製 造 業	268,750	13.9	1.22	0.13
卸 売 業 , 小 売 業	267,442	10.8	1.33	0.11
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	32,002	3.0	0.30	0.02
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	60,255	8.4	0.39	0.02
医 療 , 福 祉	229,358	-3.6	1.27	-0.08

注：平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和元年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

令和元年7月における出勤日数は調査産業計が19.8日で前年より0.1日減少した。

男女別にみると、男は21.4日で0.1日減少となり、女は18.5日で0.2日減少となった。（第3図、第5表）

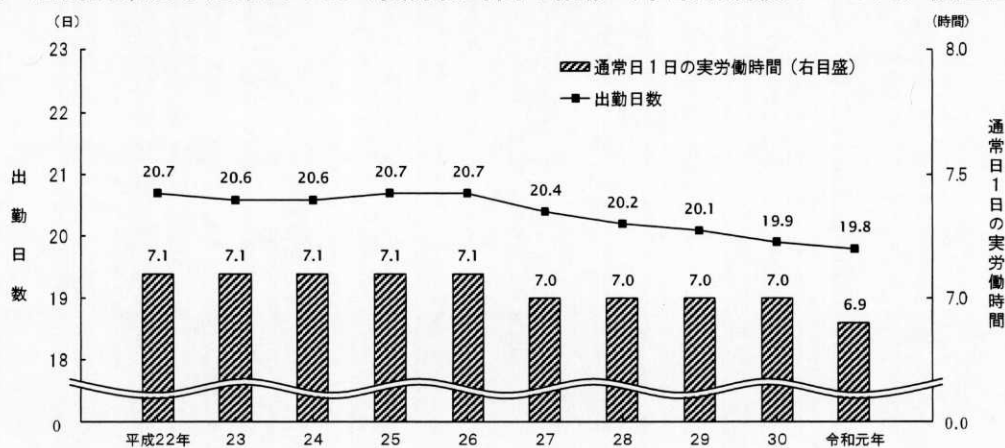
イ 労働時間

令和元年7月における通常日1日の実労働時間は調査産業計が6.9時間で0.1時間減となった（第3図）。

男女別にみると、男は7.7時間、女は6.4時間となった（第5表）。

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると調査産業計で4時間以下が13.0%、5時間が9.2%、6時間が8.7%、7時間が15.7%、8時間が44.5%、9時間以上が8.9%となった（第6表）。

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

令和元年7月

性・主な産業	出勤日数				通常日1日の実労働時間			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾	
	前年差		前年差		前年差		前年差	
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調査産業計	19.8	-0.1	18.8	-0.1	6.9	-0.1	7.7	0.0
男	21.4	-0.1	19.7	0.0	7.7	0.0	8.2	0.0
女	18.5	-0.2	17.7	-0.1	6.4	0.0	7.0	-0.1
建設業	21.7	0.1	21.7	0.3	7.5	0.1	8.2	0.0
製造業	20.5	0.0	20.0	0.0	7.1	0.0	8.3	-0.1
卸売業，小売業	20.3	-0.3	18.5	-0.3	7.1	0.0	7.3	0.0
宿泊業，飲食サービス業	17.3	-0.3	14.9	-0.5	5.8	-0.1	6.5	0.1
生活関連サービス業，娯楽業	19.5	-0.3	17.8	-0.1	6.9	0.0	7.2	0.0
医療，福祉	19.5	0.0	18.4	-0.1	6.7	0.0	7.4	0.0

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和元年7月分の結果である。
 全国調査再集計の影響により、平成30年以前の事業所規模5人以上の結果は修正されていることに注意。
 2) 5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
 (事業所規模1～4人)

令和元年7月 (単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.0	9.2	8.7	15.7	44.5	8.9
		(0.1)	(0.6)	(0.1)	(0.0)	(-0.5)	(-0.3)
男	100.0	5.0	2.8	3.9	14.9	59.8	13.6
女	100.0	19.1	13.9	12.3	16.3	33.0	5.3
建設業	100.0	4.2	4.2	5.3	19.3	59.9	7.1
製造業	100.0	9.8	7.6	8.1	15.3	51.2	7.9
卸売業，小売業	100.0	10.9	8.0	8.8	13.5	47.3	11.5
宿泊業，飲食サービス業	100.0	34.2	18.4	11.3	7.5	19.2	9.4
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	9.7	15.3	11.4	15.1	34.1	14.3
医療，福祉	100.0	17.9	9.1	9.4	15.0	43.7	4.9

注：()内は前年差(ポイント)である。
 通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

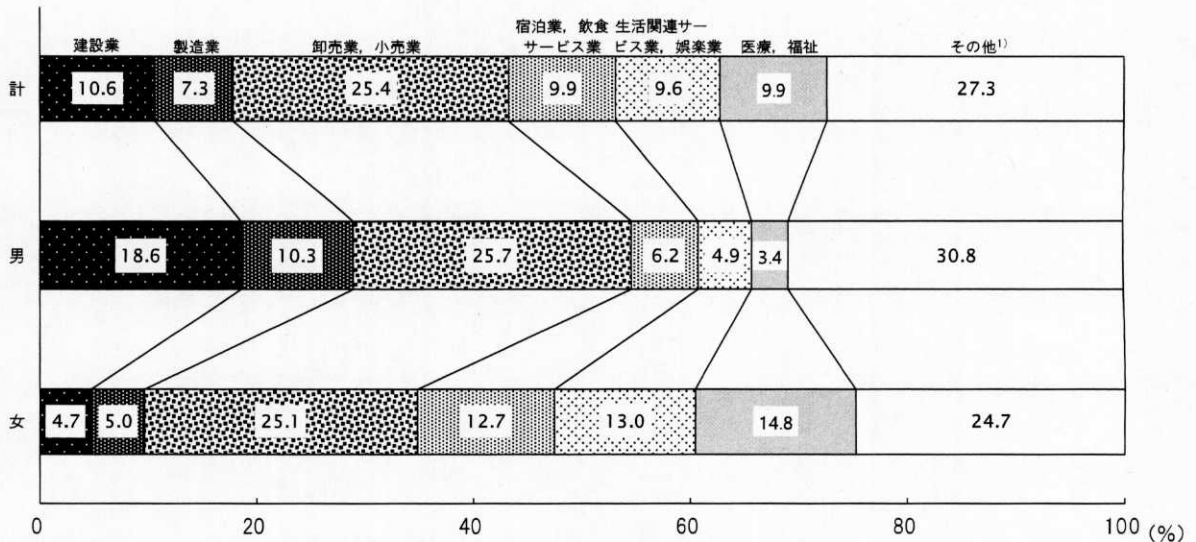
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和元年7月末日現在における常用労働者の構成割合を「その他」を除いて主な産業についてみると、「卸売業，小売業」が25.4%と最も高く、次いで「建設業」が10.6%、「宿泊業，飲食サービス業」及び「医療，福祉」が9.9%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.6%、「製造業」が7.3%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は調査産業計で57.2%となった。これを主な産業についてみると、「医療，福祉」が85.1%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が77.9%、「宿泊業，飲食サービス業」が73.2%、「卸売業，小売業」が56.7%、「製造業」が39.4%、「建設業」が25.1%となった。（第4図、第7表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和元年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和元年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差
調査産業計	100.0	100.0	100.0	57.2	0.4
建設業	10.6	18.6	4.7	25.1	0.6
製造業	7.3	10.3	5.0	39.4	-2.2
卸売業，小売業	25.4	25.7	25.1	56.7	0.2
宿泊業，飲食サービス業	9.9	6.2	12.7	73.2	2.3
生活関連サービス業，娯楽業	9.6	4.9	13.0	77.9	-0.7
医療，福祉	9.9	3.4	14.8	85.1	0.5
その他 ¹⁾	27.3	30.8	24.7	51.7	-0.3

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

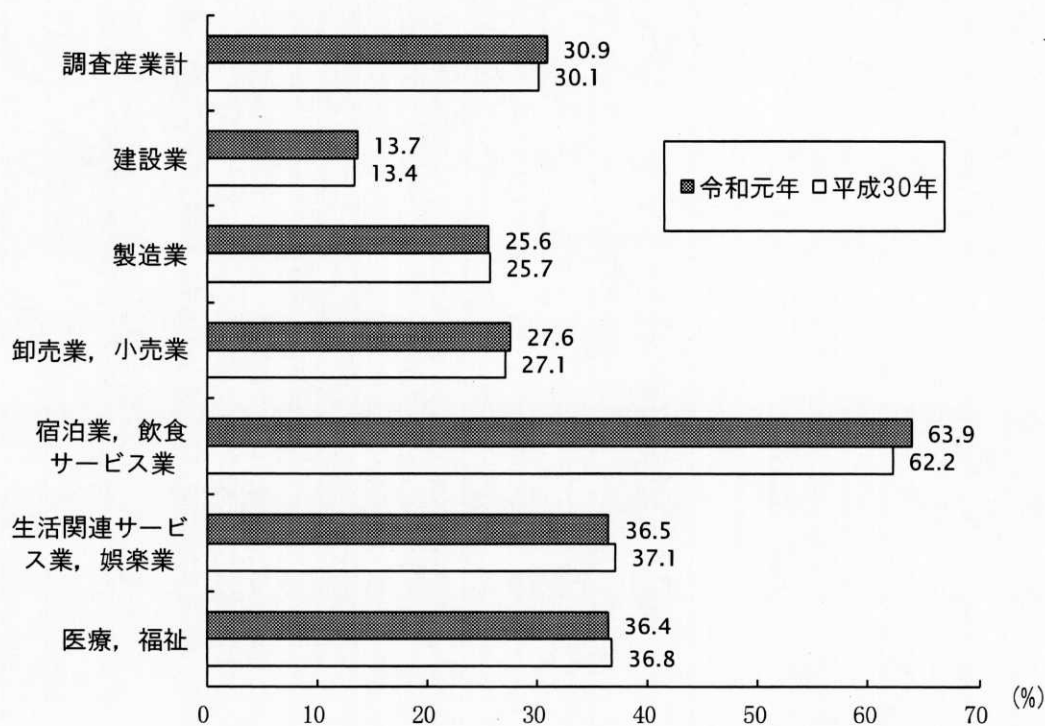
イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

令和元年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は調査産業計が30.9%で、これを男女別にみると、男11.7%、女45.3%となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が63.9%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が36.5%、「医療、福祉」が36.4%、「卸売業、小売業」が27.6%、「製造業」が25.6%、「建設業」が13.7%となった。

また、年齢階級別にみると19歳以下が70.6%と最も高く、20～29歳、30～39歳が23.7%と最も低くなっている。（第5図、第8表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和元年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	30.9	0.8	11.7	1.1	45.3	0.3
19歳以下	70.6	1.1	66.4	9.6	73.2	-4.5
20～29歳	23.7	1.6	15.0	1.1	30.0	1.3
30～39歳	23.7	-0.2	6.5	1.4	39.0	-2.5
40～49歳	27.9	1.2	5.1	0.0	45.2	1.2
50～54歳	30.2	0.3	5.1	-1.1	44.6	0.5
55～59歳	30.4	-0.2	5.6	-0.8	45.1	0.1
60～64歳	33.0	-0.9	11.1	-0.3	51.1	0.6
65歳以上	45.6	1.9	30.3	2.8	58.2	2.1

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和元年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	日	時間	%
全 国	197,196	19.8	6.9	30.9
北 海 道	197,864	20.4	7.0	27.5
青 森 県	194,571	21.2	7.0	26.7
岩 手 県	170,742	20.5	6.8	35.2
宮 城 県	202,820	20.1	7.1	27.0
秋 田 県	179,562	21.0	7.1	25.7
山 形 県	177,043	20.9	7.1	25.5
福 島 県	201,930	20.9	7.1	24.0
茨 城 県	202,331	20.0	7.0	28.4
栃 木 県	200,996	20.1	6.8	36.4
群 馬 県	211,291	20.1	7.1	27.3
埼 玉 県	216,615	19.1	6.8	33.2
千 葉 県	197,946	19.0	6.9	31.6
東 京 都	233,466	19.1	7.2	25.1
神 奈 川 県	209,144	18.6	7.0	31.7
新 潟 県	195,804	20.5	7.1	25.8
富 山 県	202,345	20.3	6.9	28.0
石 川 県	200,937	21.0	7.0	28.6
福 井 県	192,561	20.9	6.9	31.6
山 梨 県	184,098	19.9	7.0	32.4
長 野 県	198,594	20.3	7.0	28.2
岐 阜 県	181,965	19.5	6.7	35.6
静 岡 県	191,711	19.7	6.8	34.4
愛 知 県	206,917	19.4	6.8	34.3
三 重 県	190,624	19.2	6.7	38.5
滋 賀 県	203,264	19.2	6.8	33.8
京 都 府	170,473	19.0	6.6	40.1
大 阪 府	199,075	19.5	6.8	34.9
兵 庫 県	189,235	19.1	6.8	34.2
奈 良 県	174,862	18.4	6.7	37.2
和 歌 山 県	168,483	19.7	6.8	34.5
鳥 取 県	186,495	20.1	7.0	26.7
島 根 県	189,580	20.7	7.1	24.0
岡 山 県	179,787	19.4	6.8	33.5
広 島 県	203,650	20.1	6.9	29.4
山 口 県	171,537	19.4	6.7	36.8
徳 島 県	182,388	20.5	6.8	33.7
香 川 県	193,289	20.2	6.9	30.5
愛 媛 県	169,539	20.5	6.9	32.3
高 知 県	165,624	19.8	6.8	31.6
福 岡 県	200,394	20.0	7.0	28.5
佐 賀 県	179,066	20.4	7.0	29.5
長 崎 県	179,709	21.2	7.1	26.0
熊 本 県	164,740	20.2	6.8	33.9
大 分 県	183,978	20.7	7.1	28.9
宮 崎 県	185,910	21.1	7.2	23.4
鹿 児 島 県	180,135	20.0	7.1	27.6
沖 縄 県	158,533	20.1	6.8	34.9

注：1) 令和元年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		出勤日数 ¹⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	日	時間	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	24.7	7.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	24.6	7.7	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	24.3	7.6	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	24.3	7.6	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	24.5	7.6	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	24.4	7.7	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	24.3	7.6	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	24.1	7.6	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	23.8	7.6	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	23.7	7.5	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	23.4	7.5	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	23.1	7.4	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	22.7	7.4	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	22.6	7.4	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	22.5	7.3	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	22.5	7.4	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	22.1	7.3	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	22.0	7.3	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	21.8	7.3	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	21.7	7.3	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	21.5	7.3	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	21.8	7.3	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	21.5	7.3	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	21.4	7.2	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	21.1	7.2	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	21.1	7.2	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	21.1	7.2	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	19.8	6.9	12.0	30.9

注：1) 各年7月の数値である。
 2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。
 3) 各年7月末日現在の数値である。